

○職員給与規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第3号

一部改正	平成15年12月1日	平成15年度規程第82号
一部改正	平成16年4月1日	平成16年度規程第2号
一部改正	平成16年12月1日	平成16年度規程第38号
一部改正	平成17年10月1日	平成17年度規程第27号
一部改正	平成17年12月1日	平成17年度規程第30号
一部改正	平成18年3月31日	平成17年度規程第55号
一部改正	平成19年3月30日	平成18年度規程第46号
一部改正	平成19年11月30日	平成19年度規程第39号
一部改正	平成20年2月1日	平成19年度規程第45号
一部改正	平成20年3月31日	平成19年度規程第53号
一部改正	平成21年3月31日	平成20年度規程第43号
一部改正	平成21年12月1日	平成21年度規程第39号
一部改正	平成22年3月31日	平成21年度規程第63号
一部改正	平成22年6月30日	平成22年度規程第18号
一部改正	平成22年12月1日	平成22年度規程第39号
一部改正	平成23年3月31日	平成22年度規程第58号
一部改正	平成24年6月13日	平成24年度規程第5号
一部改正	平成25年3月31日	平成24年度規程第41号
一部改正	平成25年7月1日	平成25年度規程第11号
一部改正	平成26年3月31日	平成25年度規程第38号
一部改正	平成26年9月30日	平成26年度規程第8号
一部改正	平成26年11月30日	平成26年度規程第15号
一部改正	平成27年3月31日	平成26年度規程第51号
一部改正	平成28年2月29日	平成27年度規程第20号
一部改正	平成28年11月30日	平成28年度規程第11号
一部改正	平成28年12月28日	平成28年度規程第23号
一部改正	平成29年3月15日	平成28年度規程第32号
一部改正	平成29年12月31日	平成29年度規程第7号
一部改正	平成30年12月31日	平成30年度規程第13号
一部改正	2019年11月30日	2019年度規程第18号
一部改正	2020年3月31日	2019年度規程第29号
一部改正	2021年3月31日	2020年度規程第53号
一部改正	2021年6月30日	2021年度規程第9号
一部改正	2022年5月31日	2022年度規程第5号
一部改正	2022年6月30日	2022年度規程第22号
一部改正	2022年9月30日	2022年度規程第30号
一部改正	2022年11月30日	2022年度規程第38号
一部改正	2023年7月12日	2023年度規程第9号
一部改正	2023年11月30日	2023年度規程第13号

一部改正	2024年6月30日	2024年度規程第28号
一部改正	2024年12月31日	2024年度規程第45号
一部改正	2025年3月19日	2024年度規程第67号
一部改正	2025年12月31日	2025年度規程第48号

目次

第1章	総則
第2章	給与
第3章	諸手当
第4章	賞与
第5章	給与の特例
第6章	雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の職員の給与に関する事項について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 職員の給与は、次の区分のとおりとする。

- 一 俸給
- 二 諸手当
 - 扶養手当
 - 職務手当
 - 特別都市手当
 - 広域異動手当
 - 超過勤務手当
 - 深夜勤務手当
 - 特別勤務手当
 - プロジェクトマネジメント手当
 - 通勤手当
 - 住居手当
 - 単身赴任手当
- 三 賞与

第2章 給与

(俸給の決定)

第3条 俸給の月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して、別表第1の俸給表により定める等級及び号俸の額とする。

(給与の支給日等)

第4条 給与（賞与を除く。）は、毎月20日、その月額を支給する。ただし、支給日が就業規則（平成15年度規程第8号。以下「就業規則」という。）第6条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

- 2 超過勤務手当、深夜勤務手当、特別勤務手当及び第25条第2項に規定する給与は、その月の分を翌月における前項に定める日に支給する。
- 3 給与は、職員の指定する本人名義の口座へ振込むことによって支払うものとする。ただし、職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払うことができる。
- 4 法令等に基づき職員の給与から控除すべきものがある場合には、その職員に支払うべき給与からその額を控除して支払うものとする。

（初任俸給）

第5条 新たに採用する者の初任俸給は、5等級1号俸を大学卒業者の基準とし、学歴、職歴及び能力等を総合的に勘案して決定する。

（昇給）

第6条 昇給は、職員各人の業績評価等に基づいて、毎年7月1日に行う。ただし、55歳を超える職員の昇給は、2号俸を限度として昇給を行うこととする。

- 2 次に掲げる職員には、昇給を行わない。
 - 一 直近1年以内に停職以上の懲戒処分を受けた職員
 - 二 退職手続中の職員
- 3 俸給の月額がその属する職務の級における俸給の幅の最高額となっている職員については、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

（職務の等級）

第7条 給与の支給基準となる標準的な職務の等級は、別表第3のとおりとする。

- 2 センター長及び理事長が指定する者の給与は、個人の専門能力及び経験等を考慮したときに前項の規定によりがたい場合には、理事長がそれぞれ別に定めることができる。

（昇格）

第8条 理事長は、職員をその者の長期にわたる業績評価等の結果に基づき、上位の級へ昇格させることができる。

- 2 職員が昇格したときにおいて受ける号俸等は、別に定める。

（降格）

第9条 理事長は、就業規則第31条の規定により職員を降格させることができる。

- 2 職員を降格させた場合におけるその者の俸給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
 - 一 降格した日の前日に受けていた俸給の月額と同じ額の号俸が降格した等級にあるとき 降格した日の前日に受けていた俸給の月額と同じ額の号俸

- 二 降格した日の前日に受けていた俸給の月額が降格した等級の最高の号俸に達せず、かつ、当該俸給の月額と同じ額の号俸が降格した等級にないとき 降格した日の前日に受けていた俸給の月額の直近下位の額の号俸
- 三 降格した日の前日に受けていた俸給の月額が降格した等級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した等級の最高の号俸
- 3 就業規則第34条第1項第5号の規定により職員を降格させた場合におけるその者の俸給の月額は、前項の規定により受けることとなる号俸よりも8号俸下位の号俸とする。ただし、降格した等級が5等級以下の職員にあっては、「8号俸」とあるのは、「4号俸」と読み替えるものとする。

(特定日以後の俸給の月額)

第9条の2 職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、次の各号に掲げるところによる。ただし、理事長が業務運営上特に必要があると認める場合はこの限りではない。

- 一 特定日の前日に当該職員が受けていた俸給の月額に100分の70を乗じて得た額(以下「特定日算出額」という。)が、特定日以後に当該職員に適用される等級の最低の号俸に達しない額であるときは、当該等級の最低の号俸とする。
- 二 特定日算出額が、特定日以後に当該職員に適用される等級の最低の号俸の額以上であり、かつ、同等級の最高の号俸の額以下であるときは、当該算出額と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、当該算出額の直近上位の額の号俸)とする。
- 三 特定日算出額が、特定日以後に当該職員に適用される等級の最高の号俸を超える額であるときは、当該等級の最高の号俸とする。

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない時間に第16条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して支給する。

(俸給の半減)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、職員が業務上の傷病によらない病気休暇又は疾病に係る就業禁止措置(以下「病気休暇等」という。)により、90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の病気休暇等に係る日(1日の所定労働時間の全部を勤務しなかった日に限る。)につき、俸給の半額を減ずる。

- 2 前項の規定により俸給の半額が減ぜられた場合において、第15条及び第22条における俸給は当該半減後の額とする。

(日割計算)

第11条 月の途中で異動を生じたときの職員の俸給、職務手当、特別都市手当及びプロジェクトマネジメント手当の月額は、日割計算をもって計算した額とする。

- 2 前項の日割計算をするときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

(端数の処理)

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、職員のうち扶養親族を有する者に支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の等級が1等級である職員には支給しない。

- 2 扶養親族の範囲は、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(職務手当)

第14条 職務手当は、別表第3に掲げる職名の区分に応じて、それぞれ同表に定める額を支給する。

- 2 センター長の職務手当は、個人の専門能力及び経験等を考慮したときに前項の規定によりがたい場合には、理事長が別に定めることができる。

(特別都市手当)

第15条 特別都市手当は、別表第2に掲げる支給地域に所在する事務所に在勤する職員に支給する。

- 2 特別都市手当の月額は、俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に、別表第2に掲げる支給地域に応じてそれぞれ同表に掲げる支給割合（以下「都市手当割合」という。）を乗じて得た額とする。

- 3 別表第2に掲げる地域の事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合においては、別に定めるところにより特別都市手当を支給することができる。

(広域異動手当)

第15条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、職務手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合(以下「広域異動手当割合」という。)を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りではない。

一 300キロメートル以上 100分の6

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の3

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等の日以後は次の各号に定める広域異動手当を支給する。

一 再異動等に係る広域異動手当割合が当初広域異動等に係る広域異動手当割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当割合と同一の割合となるとき 再異動等の日から3年を経過するまでの間、再異動等に係る広域異動手当割合を乗じて得た広域異動手当

二 再異動等に係る広域異動手当割合が当初広域異動等に係る広域異動手当割合を下回るとき 再異動等の日から3年を経過するまでの間、当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当初広域異動等に係る広域異動手当割合を乗じて得た広域異動手当並びに当該期間を除いた期間は再異動等に係る広域異動手当

- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第15条の規定により特別都市手当を支給される職員である場合における広域異動手当割合は、前2項の規定による広域異動手当割合から当該特別都市手当割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当割合が当該特別都市手当給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

- 4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第 16 条 超過勤務手当は、就業規則第 7 条の規定により時間外勤務又は休日勤務を命ぜられた職員に支給する。

2 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間を勤務 1 時間当たりの給与額に乗じて得た額に、次表に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

	勤務の区分	支給割合
1	休日以外の日における時間外勤務	100 分の 125 (勤務の区分 1、2 及び 5 の合計が 1 月 60 時間 (労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 32 条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。) を超える場合にあっては、100 分の 150)
2	休日 (就業規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する日曜日以外の休日をいう。以下、この区分において同じ。) における勤務 (休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。)	100 分の 135 (勤務の区分 1、2 及び 5 の合計が 1 月 60 時間 (労働基準法第 32 条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。) を超える場合にあっては、100 分の 150)
3	休日 (就業規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する日曜日をいう。以下、この区分において同じ。) における勤務 (休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。)	100 分の 135
4	就業規則第 5 条の 2 に規定するフレックスタイム制度の適用を受ける職員における精算期間の総労働時間を超える勤務	100 分の 125 (勤務の区分 4 の合計が 60 時間を超える場合にあっては、100 分の 150)

5	日曜日から始まる1週間において、休日以外の日における所定勤務時間の合計が、40時間を超える勤務（年次休暇を除き、休日に勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合の休日における所定勤務時間を含む。また、フレックス制度の適用を受ける職員を除く。）	100分の25（勤務の区分1、2及び5の合計が1月60時間（労働基準法第32条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。）を超える場合にあっては、100分の50）
---	--	---

3 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、職務手当の月額及びこれらに都市手当割合、広域異動手当割合を乗じて得た額の合計額を当該年における1月の平均所定勤務時間数で除した額とする。

4 別表第3の第1号から第4号に規定する職員（以下「特定管理職員」という。）には、超過勤務手当は支給しない。

（深夜勤務手当）

第16条の2 深夜勤務手当は、職員が22時から翌日の5時までの間に勤務した全時間を前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に乘じて得た額に、100分の25を乗じて得た額を支給する。

（特別勤務手当）

第17条 特別勤務手当は、特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合に支給する。

2 特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とすることができる。

（プロジェクトマネジメント手当）

第18条 プロジェクトマネジメント手当は、職員のうち理事長がプロジェクトマネージャーとして指名した者に対して支給する。

2 プロジェクトマネジメント手当の月額は、7,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路により算出される次の各号に掲げる金額を支給する。ただし、1ヶ月当たり150,000円を限度とする。

一 交通機関が定期券を発行している場合で当該定期券を使用することが最も

経済的かつ合理的な場合には、当該交通機関が発行している利用区間に係る最長通用期間（６ヶ月を限度とする。）の定期券の金額

二 交通機関が定期券を発行していない場合及び前号に該当しない場合には、別に定めるところにより算出した金額

三 テレワークによる通勤を要しない勤務の場合には、テレワーク実施頻度に応じて別に定めるところにより算出した金額

（住居手当）

第２０条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し、別に定めるところにより支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第２号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（機構の宿舍の使用を許可され、使用料を支払っている職員、国等からの出向者等であって、国等から貸与された宿舍に居住している職員及び父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員を除く。）

二 次条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

（単身赴任手当）

第２１条 単身赴任手当は、在勤する事務所を異にする異動に伴い住居を転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員その他別に定める職員に対し、別に定めるところにより支給する。

第４章 賞与

（賞与）

第２２条 賞与は、年２回、６月１日及び１２月１日（退職した職員にあっては、当該退職した日。以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、理事長が別に定める日に支給する。

２ 基準日に在職する職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員には賞与を支給しない。

一 無給休職者

二 育児休業者（就業規則第３２条第１項の規定に該当する職員をいう。）及び出生時育児休業者（就業規則第３２条第２項の規定に該当する職員をいう。）ただし、基準日以前６ヶ月以内の期間において勤務した時間がある職員には、当該基準日に係る賞与を支給する。

三 刑事休職者（就業規則第２４条の表第３号の規定に該当する職員をいう。）

四 停職者（就業規則第３４条第１項第４号の規定に該当する職員をいう。）

- 3 一事業年度の業績評価等に応じた年間賞与は、翌年度の6月1日及び12月1日を基準日とする賞与により、必要な調整を行った上で支給する。
- 4 賞与の年額は、基準日における賞与基礎月額（次項により算出される額をいう。）に別に定める支給係数及び業績評価係数（一定期間における職員の業績評価に応じた係数をいう。）を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。
- 5 賞与基礎月額は、次の各号によって算定された額を合算した額とする。ただし、職員が就業規則第24条第1項第1号、第3号又は第4号により休職にされた場合は、次の第1号及び第2号によって算定された額を合算した額とする。
 - 一 俸給及び扶養手当を合算した額
 - 二 前号の額に都市手当割合、広域異動手当割合を乗じて得た額
 - 三 俸給に、別表第3に掲げる職名の区分に応じた管理職加算率を乗じて得た額
 - 四 俸給及びこれに都市手当割合を乗じて得た額の合計額に、それぞれ別表第3に掲げる職名の区分に応じた職務加算率を乗じて得た額
- 6 年度の途中で退職した職員の賞与は、別に定めるところにより支給する。

第5章 給与の特例

（休職者の給与）

- 第23条** 職員が職務上負傷し、又は疾病にかかり休職にされた場合は、その休職の期間中、俸給、扶養手当及びこれらに都市手当割合を乗じて得た額並びに住居手当の額の合計額（以下「休職者給与基礎額」という。）に単身赴任手当を加えた額を支給する。
- 2 職員が就業規則第24条第1項第2号により休職にされた場合は、その休職の期間中、当該職員の給与は機構の業務に従事した場合と同様に取り扱うものとする。ただし、出向協定等により別の定めがある場合はこの限りではない。
 - 3 前2項以外の事由により職員が休職にされた場合は、次表に掲げる区分により休職者給与基礎額を支給することができる。

	休職の区分	支給期間	支給額
1	結核性疾患にかかり休職にされたとき	満2年に達するまで	休職者給与基礎額の100分の80
2	業務上の理由によらない傷病により休職にされたとき	満1年に達するまで	休職者給与基礎額の100分の80
3	刑事事件に関し起訴され休職にされたとき	全期間	休職者給与基礎額の100分の60
4	上記以外の事由により休職にされたとき	全期間	休職者給与基礎額の100分の100以内

(介護休業者等の給与)

第24条 職員が就業規則第31条の2に規定する介護休業等により勤務しない場合は、第10条の規定にかかわらず、その勤務しない時間に第16条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(育児休業者等の給与)

第25条 職員が就業規則第32条の規定に基づき育児休業等をする場合の給与については、次の各号に定めるところによる。

- 一 育児休業又は出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、基準日前6カ月以内の期間において勤務した日数がある職員には、当該日数に係る賞与を支給する。なお、この場合における勤務した日数には、就業規則に関する機構達（平成15年度機構達第3号）第22条の2の規定により出生時育児休業中に勤務した日数を含むものとする。
 - 二 就業規則第32条第4項第1号により勤務しない場合は、第10条の規定にかかわらず、その勤務しない時間に第16条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
 - 三 育児休業又は出生時育児休業期間期間が終了し基準日に職務に復帰している職員の賞与については別に定める。
- 2 就業規則に関する機構達第22条の2の規定により出生時育児休業期間中に勤務する場合の給与については、前項第1号又は第19条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
- 一 当該勤務する時間に第16条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を支給する。
 - 二 出生時育児休業等に伴い第19条に規定にする通勤手当の支給を受けない月に当該勤務のために通勤することとなった場合には、第19条第3号の規定の例に準じて算出した通勤手当の月額を支給する。

(退職及び死亡の場合の支給)

第26条 休職期間満了による退職、定年退職及び機構の都合による退職並びに死亡の場合は、第11条の規定にかかわらず、その者の退職又は死亡した日を含む当該月分の給与を支給することができる。

(在外職員の給与)

第27条 在外職員の給与は、別に定めるところによる。

第6章 雑則

(雑則)

第28条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成15年9月30日現在新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「旧機構」という。）に在職する職員であって、同年10月1日以降機構の職員となった者の在職期間は、その者の旧機構の職員としての在職期間を機構の職員としての在職期間とみなすものとする。
- 3 平成15年12月に支給される賞与は、第22条の規定にかかわらず別に定めるところによる。

附 則（平成15年12月1日平成15年度規程第78号）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日平成16年度規程第2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月1日平成16年度規程第38号）

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日平成17年度規程第27号）

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程第16条第3項の規定は、平成15年10月1日から適用する。
- 3 前項を適用することによって生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成17年12月1日平成17年度規程第30号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日平成17年度規程第55号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き改正後の第3条の規定に基づく俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額（以下「新俸給月額」という。）が同日において受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、その達するまでの間は新俸給月額に加え、新俸給月額と旧俸給月額の差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 この規程の施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間、第6条第1項に規定する昇給の号俸数については、業績評価等に基づく昇給の号俸数から1号俸を減じた号俸数とする。
- 5 平成15年度規程第3号の附則第3項の規定は廃止する。
- 6 平成22年3月31日までの間、改正後の第15条第2項に規定する別表

第２の支給割合は次表に掲げる支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100 分の 12 を超えない範囲内で別に定める割合
神奈川県川崎市	100 分の 6 を超えない範囲内で別に定める割合
大阪府大阪市	100 分の 9 を超えない範囲内で別に定める割合
福岡県福岡市	100 分の 4 を超えない範囲内で別に定める割合

附 則（平成１９年３月３０日平成１８年度規程第４６号）

- この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
- この規程の施行日の前日から引き続き改正後の第１４条の規定に基づく職務手当の適用を受ける職員で、その者の受ける職務手当（以下「新職務手当」という。）が同日において受けていた職務手当（以下「旧職務手当」という。）に達しないこととなる職員には、新職務手当のほか、その差額に相当する額を下表の期間及び支給率の区分により支給する。

期間	支給率
平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日	差額の 100%
平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日	差額の 75%
平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日	差額の 50%
平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日	差額の 25%

- 平成２０年３月３１日までの間においては、第１５条第２項に規定する別表第２の支給割合にかかわらず次表に掲げる支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100 分の 8
神奈川県川崎市	100 分の 6
大阪府大阪市	100 分の 6
福岡県福岡市	100 分の 2

- 平成２０年３月３１日までの間においては、改正後の第１５条の２第１項第一号中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 4」と、同項第二号中「100 分の 3」とあるのは「100 分の 2」とする。

附 則（平成１９年１１月３０日平成１９年度規程第３９号）

- この規程は、平成１９年１１月３０日から施行する。

- 2 この規程による改正後の職員給与規程第13条第3項の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 前項を適用することによって生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成20年2月1日平成19年度規程第45号）
この規程は、平成20年2月1日から施行する。

- 附 則**（平成20年3月31日平成19年度規程第53号）
- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
 - 2 平成21年3月31日までの間においては、第15条第2項に規定する別表第2の支給割合にかかわらず次表に掲げる支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の10
神奈川県川崎市	100分の6
大阪府大阪市	100分の7
福岡県福岡市	100分の3

- 附 則**（平成21年3月31日平成20年度規程第43号）
- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
 - 2 平成22年3月31日までの間においては、第15条第2項に規定する別表第2の支給割合にかかわらず次表に掲げる支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の11
神奈川県川崎市	100分の6
大阪府大阪市	100分の8
福岡県福岡市	100分の4

- 附 則**（平成21年12月1日平成21年度規程第39号）
- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
 - 2 別表第1の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける職員（以下「減額改定対象職員」という。）の平成21年12月に支給する賞与の額は、第22条の規定により算出される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、職務手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつ

た期間がある職員にあっては、当該期間を考慮した月数を減じた月数) を乗じて得た額

- 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.24を乗じて得た額
- 3 平成17年度規程第55号の附則第2項に規定する措置の適用を受ける職員であって、この規程の施行の日において同規程の附則第2号に規定する減額改定対象職員である場合にあっては、同規程の施行の日の属する月における俸給月額に、同規程の施行の日の前日に受けていた平成17年度規程第55号附則第2項の規定により算出される額を加えた額を俸給として支給する。

附 則 (平成22年3月31日平成21年度規程第63号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日平成22年度規程第18号)
この規程は、平成22年6月30日から施行する。

- 附 則** (平成22年12月1日平成22年度規程第39号)
- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
 - 2 別表第1の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける職員(以下「減額改定対象職員」という。)の平成22年12月に支給する賞与の額は、第22条の規定により算出される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において、減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、職務手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - 二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.28を乗じて得た額
 - 3 当分の間、職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 俸給月額 当該職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 二 職務手当 当該職員の職務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 三 特別都市手当 当該職員の俸給月額に対する特別都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 四 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

- 五 賞与 それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（第22条第5項の表において管理職加算率及び職務加算率の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同条同項同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、第22条第4項に規定する支給係数を乗じて得た額に、同条同項に規定する在職期間に係る率を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 六 第23条第1項及び同条第2項の表第1号から第4号の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第23条第1項又は同条第2項の表第1号中支給期間が満6ヶ月に達するまでに該当する場合 第1号及び第3号に定める額
- ロ 第23条第2項の表第1号中支給期間が満6ヶ月を超え満3年に達するまでに該当する場合又は同項同表第2号 第1号及び第3号に定める額に100分の70を乗じて得た額
- ハ 第23条第2項の表第3号 第1号及び第3号に定める額に100分の50を乗じて得た額
- ニ 第23条第2項の表第4号 第1号及び第3号に定める額に、同号の規定により当該職員に支給される支給額に係る割合を乗じて得た額
- 4 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に当該年における1月の平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3項の規定の適用については、同項中「当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」とする。
- 6 平成17年度規程第55号の附則第2項に規定する措置の適用を受ける職員であって、この規程の施行の日において同規程の附則第2項に規定する減額改定対象職員である場合にあっては、同規程の施行の日の属する月における俸給月額（同規程の附則第3項に規定する職員にあっては、当該俸給月額から同項の規定により減ずる額を減じた額）に、同規程の施行の日の前日に受けていた平成17年度規程第55号附則第2項の規定により算出される額を加えた額を俸給として支給する。

附 則（平成23年3月31日平成22年度規程第58号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において1等級及び2等級の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成21年7月1日において第6条の規定による昇給した職員その他平成21年4月1日以降に採用された職員等当該昇給した職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場

合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 24 年 6 月 13 日平成 24 年度規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第 1 の俸給表を平成 24 年 4 月 1 日から適用することにより生ずる差額の減額方法については別に定める。
- 3 平成 17 年度規程第 55 号の附則第 2 項に規定する措置の適用を受ける職員であって、この規程の適用の日において別表第 1 の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける職員である場合にあっては、同規程の適用の日の属する月における俸給月額（平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項に規定する措置の適用を受ける職員にあっては、当該俸給月額から同項の規定により減ずる額を減じた額）に、同規程の適用の日の前日に受けていた平成 17 年度規程第 55 号附則第 2 項の規定により算出される額（平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項に規定する措置の適用を受ける職員にあっては、当該額から、当該額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を加えた額を俸給として支給する。
- 4 平成 17 年度規程第 55 号附則第 2 項中「その達する」を「平成 26 年 3 月 31 日」に改める。
- 5 平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、別表第 1 の俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（平成 17 年度規程第 55 号の附則第 2 項の規定による俸給を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる等級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

等級	割合
2 等級以上	100 分の 9.77
3 等級	100 分の 7.77
4 等級～6 等級	100 分の 4.77

- 6 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 職務手当 当該職員（第 14 条第 1 項の表第 5 号に規定する職員を除く。）の職務手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - 二 特別都市手当 当該職員の俸給月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員（第 14 条第 1 項の表第 5 号に規定する職員を除く。）の職務手当に対する特別都市手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - 三 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員（第 14 条第 1 項の表第 5 号に規定する職員を除く。）の職務手当に対する広域異動手当の月額に 100

分の 10 を乗じて得た額

四 賞与 当該職員が受けるべき賞与の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

五 第 23 条第 1 項及び同条第 2 項の表第 1 号から第 4 号の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額

イ 第 23 条第 1 項又は同条第 2 項の表第 1 号中支給期間が満 6 ヶ月に達するまでに該当する場合 前項及び第 2 号に定める額

ロ 第 23 条第 2 項の表第 1 号中支給期間が満 6 ヶ月を超え満 3 年に達するまでに該当する場合又は同項同表第 2 号 前項及び第 2 号に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額

ハ 第 23 条第 2 項の表第 3 号 前項及び第 2 号に定める額に 100 分の 50 を乗じて得た額

ニ 第 23 条第 2 項の表第 4 号 前項及び第 2 号に定める額に、同号の規定により当該職員に支給される支給額に係る割合を乗じて得た額

7 特例期間においては、第 10 条、第 16 条第 2 項、第 24 条及び第 25 条第 1 項第 2 号に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 16 条第 3 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額を当該年における 1 月の平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

8 特例期間においては、平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項の規定の適用を受ける職員に対する第 5 項及び第 6 項第 1 号から第 5 号まで並びに第 7 項の規定の適用については、第 5 項中「、俸給月額に」とあるのは、「、俸給月額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 6 項第 1 号中「職務手当の月額」とあるのは「職務手当の月額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項第 2 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 2 号中「俸給月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する特別都市手当の月額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 3 号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 4 号中「賞与の額」とあるのは「賞与の額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 5 号イからニ中「前項及び第 2 号」とあるのは「第 8 項の規定により読み替えられた前項及び第 2 号」と、第 7 項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 4 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

9 第 5 項から前項までの規定により計算した額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

10 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員（同日において 1 等級及び 2 等級の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成 19 年 7 月 1 日、平成 20 年 7 月 1 日、平成 21 年 7 月 1 日の第 6 条第 1 項の規定によ

る昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して必要がある職員の平成24年7月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成25年3月31日平成24年度規程第41号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 附 則**（平成25年7月1日平成25年度規程第32号）
- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
 - 2 平成25年4月1日において39歳に満たない職員（同日において1等級及び2等級の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年7月1日、平成20年7月1日、平成21年7月1日の第6条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して必要がある職員の平成25年7月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 附 則**（平成26年3月31日平成25年度規程第38号）
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
 - 2 平成26年4月1日において45歳に満たない職員（同日において1等級及び2等級の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年7月1日、平成20年7月1日、平成21年7月1日の第6条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して必要がある職員の平成26年7月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 3 当分の間、国等の機関から出向により採用された職員の給与に関し、理事長が特に必要と認める場合は、特段の措置を講ずることができる。

- 附 則**（平成26年9月30日平成26年度規程第8号）
- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
 - 2 この規程の施行の日より前から引き続いて病欠取得している場合は、なお従前の例による。
 - 3 この規程の施行の日より前に休職となっている場合は、なお従前の例による。

- 附 則**（平成26年11月30日平成26年度規程第15号）
- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
 - 2 この規程による改正後の別表第1を平成26年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

- 附 則**（平成27年3月31日平成26年度規程第51号）
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 - 2 この規程の施行により改正後の俸給月額（新俸給月額）が施行日前日に受けていた俸給月額（旧俸給月額）を下回る職員については、新俸給月額が旧俸給

月額を上回ることとなるまでの間、第３条に規定する別表第１にかかわらず、改正前の別表第１を適用し施行日前日に受けていた俸給月額を適用する。ただし、同項の規定は施行日から平成３０年３月３１日までの間適用する。

- ３ 平成３０年３月３１日までの間、第１５条第２項に規定する別表第２の支給割合にかかわらず、次表に掲げる支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100 分の 12
神奈川県川崎市	100 分の 7
大阪府大阪市	100 分の 9

- ４ 平成２２年度規程第３９号附則第３項及び第４項の規定は、平成３０年３月３１日をもって廃止する。

附 則（平成２８年２月２９日平成２７年度規程２０号）

- １ この規程は、平成２８年３月１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。
- ２ 平成２７年３月改正規程附則第３項中「平成３０年３月３１日までの間」を「平成２８年３月３１日までの間」に改め、「100 分 12」を「100 分の 12.5」に改め、「100 分の 7」を「100 分の 9」に改め、「100 分の 9」を「100 分の 9.5」に改める。
- ３ 平成２８年３月３１日までの間、別表第１の俸給表は次表に掲げる俸給表を適用する。

号俵	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		号俵
	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	
1	436,000		373,600		321,500		259,300		194,500		132,500		1
2	438,500	2,500	376,100	2,500	324,100	2,600	261,800	2,500	197,500	3,000	134,100	1,600	2
3	441,100	2,600	378,500	2,400	326,600	2,500	264,200	2,400	200,500	3,000	135,600	1,500	3
4	443,600	2,500	381,100	2,600	329,200	2,600	266,600	2,400	203,500	3,000	137,300	1,700	4
5	445,900	2,300	383,600	2,500	331,700	2,500	269,000	2,400	206,500	3,000	138,900	1,600	5
6	448,300	2,400	386,100	2,500	334,000	2,300	271,500	2,500	209,400	2,900	140,500	1,600	6
7	450,600	2,300	388,600	2,500	336,300	2,300	274,100	2,600	212,300	2,900	142,200	1,700	7
8	453,000	2,400	390,900	2,300	338,700	2,400	276,600	2,500	215,200	2,900	143,900	1,700	8
9	455,400	2,400	393,400	2,500	341,000	2,300	279,200	2,600	218,100	2,900	145,600	1,700	9
10	457,800	2,400	395,700	2,300	343,300	2,300	281,700	2,500	220,800	2,700	147,300	1,700	10
11	460,200	2,400	398,200	2,500	345,600	2,300	284,100	2,400	223,400	2,600	149,000	1,700	11
12	462,500	2,300	400,600	2,400	347,700	2,100	286,500	2,400	226,000	2,600	150,700	1,700	12
13	464,700	2,200	402,900	2,300	349,700	2,000	289,000	2,500	228,500	2,500	152,400	1,700	13
14	467,100	2,400	404,900	2,000	351,900	2,200	291,200	2,200	231,000	2,500	154,100	1,700	14
15	469,300	2,200	407,000	2,100	354,000	2,100	293,400	2,200	233,500	2,500	155,700	1,600	15
16	471,600	2,300	409,200	2,200	356,100	2,100	295,700	2,300	235,900	2,400	157,500	1,800	16
17	473,900	2,300	411,200	2,000	358,300	2,200	297,900	2,200	238,300	2,400	159,200	1,700	17
18	476,300	2,400	413,200	2,000	360,400	2,100	300,200	2,300	239,900	1,600	160,700	1,500	18
19	478,400	2,100	415,200	2,000	362,600	2,200	302,500	2,300	241,700	1,800	162,400	1,700	19
20	480,800	2,400	417,300	2,100	364,700	2,100	304,700	2,200	243,400	1,700	164,000	1,600	20
21	483,200	2,400	419,300	2,000	366,700	2,000	306,900	2,200	245,100	1,700	165,600	1,600	21
22	485,600	2,400	421,400	2,100	368,800	2,100	309,000	2,100	246,900	1,800	167,400	1,800	22
23	487,900	2,300	423,500	2,100	370,700	1,900	311,200	2,200	248,700	1,800	169,100	1,700	23
24	490,200	2,300	425,300	1,800	372,400	1,700	313,300	2,100	250,600	1,900	170,700	1,600	24
25	492,500	2,300	427,400	2,100	374,500	2,100	315,500	2,200	252,600	2,000	172,400	1,700	25
26	494,700	2,200	429,500	2,100	376,500	2,000	317,500	2,000	254,400	1,800	174,100	1,700	26
27	497,100	2,400	431,500	2,000	378,500	2,000	319,600	2,100	256,300	1,900	175,800	1,700	27
28	499,200	2,100	433,600	2,100	380,600	2,100	321,700	2,100	258,200	1,900	177,400	1,600	28
29	501,300	2,100	435,700	2,100	382,600	2,000	323,600	1,900	260,100	1,900	179,100	1,700	29
30	503,200	1,900	437,800	2,100	384,700	2,100	325,600	2,000	262,000	1,900	180,800	1,700	30
31	505,300	2,100	439,600	1,800	386,700	2,000	327,300	1,700	263,900	1,900	182,400	1,600	31
32	507,400	2,100	441,600	2,000	388,700	2,000	329,200	1,900	265,800	1,900	184,100	1,700	32
33	509,600	2,200	443,600	2,000	390,600	1,900	331,100	1,900	267,700	1,900	185,800	1,700	33
34	511,800	2,200	445,400	1,800	392,400	1,800	332,900	1,800	269,600	1,900	187,500	1,700	34
35	513,900	2,100	447,400	2,000	394,300	1,900	334,800	1,900	271,500	1,900	189,100	1,600	35
36	516,000	2,100	449,300	1,900	396,100	1,800	336,600	1,800	273,300	1,800	190,700	1,600	36
37	518,100	2,100	451,200	1,900	397,900	1,800	338,500	1,900	275,200	1,900	192,400	1,700	37
38	520,300	2,200	453,000	1,800	399,700	1,800	340,400	1,900	277,100	1,900	194,200	1,800	38
39	522,400	2,100	454,800	1,800	401,400	1,700	342,200	1,800	278,900	1,800	195,800	1,600	39
40	524,300	1,900	456,700	1,900	402,800	1,400	344,100	1,900	280,800	1,900	197,500	1,700	40
41	526,500	2,200	458,600	1,900	404,500	1,700	345,900	1,800	282,500	1,700	199,200	1,700	41
42	528,600	2,100	460,400	1,800	406,200	1,700	347,600	1,700	284,400	1,900	200,900	1,700	42
43	530,800	2,200	462,100	1,700	407,900	1,700	349,400	1,800	286,200	1,800	202,600	1,700	43
44	532,900	2,100	463,500	1,400	409,700	1,800	351,200	1,800	287,900	1,700	204,300	1,700	44
45	535,100	2,200	465,200	1,700	411,400	1,700	352,900	1,700	289,700	1,800	205,900	1,600	45
46	537,200	2,100	467,100	1,900	413,100	1,700	354,600	1,700	291,400	1,700	207,600	1,700	46
47	539,300	2,100	468,800	1,700	414,800	1,700	356,400	1,800	293,100	1,700	209,300	1,700	47
48	541,400	2,100	470,600	1,800	416,300	1,500	358,000	1,600	294,600	1,500	210,800	1,500	48

49	543,500	2,100	472,300	1,700	418,000	1,700	359,700	1,700	296,300	1,700	212,500	1,700	49
50	545,600	2,100	474,100	1,800	419,700	1,700	361,300	1,600	297,800	1,500	214,100	1,600	50
51	547,500	1,900	475,900	1,800	421,200	1,500	362,900	1,600	299,500	1,700	215,800	1,700	51
52	549,500	2,000	477,700	1,800	422,900	1,700	364,400	1,500	300,900	1,400	217,200	1,400	52
53	551,500	2,000	479,300	1,600	424,600	1,700	365,900	1,500	302,500	1,600	218,900	1,700	53
54	553,100	1,600	481,100	1,800	426,100	1,500	367,500	1,600	304,000	1,500	220,600	1,700	54
55	554,800	1,700	482,900	1,800	427,800	1,700	368,800	1,300	305,600	1,600	222,200	1,600	55
56	556,400	1,600	484,700	1,800	429,400	1,600	370,100	1,300	307,100	1,500	223,800	1,600	56
57	557,700	1,300	486,500	1,800	431,000	1,600	371,600	1,500	308,700	1,600	225,600	1,800	57
58	559,600	1,900	488,200	1,700	432,300	1,300	373,000	1,400	310,300	1,600	227,300	1,700	58
59	561,500	1,900	489,800	1,600	433,800	1,500	374,500	1,500	311,800	1,500	229,000	1,700	59
60	563,300	1,800	491,500	1,700	435,200	1,400	375,800	1,300	313,400	1,600	230,700	1,700	60
61	565,100	1,800	493,200	1,700	436,700	1,500	377,000	1,200	314,900	1,500	232,100	1,400	61
62	566,800	1,700	494,900	1,700	437,700	1,000							62
63	568,500	1,700	496,600	1,700	439,200	1,500							63
64	570,200	1,700	498,200	1,600	440,400	1,200							64
65	571,800	1,600	499,800	1,600	441,900	1,500							65
66	573,300	1,500	501,300	1,500	443,400	1,500							66
67	574,900	1,600	502,900	1,600	444,600	1,200							67
68	576,300	1,400	504,600	1,700	446,100	1,500							68
69	577,900	1,600	506,300	1,700	447,600	1,500							69
70	579,300	1,400	508,000	1,700	449,000	1,400							70
71	580,800	1,500	509,700	1,700	450,500	1,500							71
72	582,300	1,500	511,400	1,700	452,000	1,500							72
73	583,700	1,400	512,900	1,500	453,400	1,400							73
74	585,000	1,300	514,500	1,600	454,700	1,300							74
75	586,400	1,400	516,000	1,500	456,100	1,400							75
76	587,800	1,400	517,500	1,500	457,500	1,400							76
77	589,100	1,300	519,000	1,500	458,900	1,400							77
78			520,400	1,400	460,200	1,300							78
79			521,700	1,300	461,500	1,300							79
80			523,000	1,300	462,800	1,300							80
81			524,300	1,300	463,800	1,000							81
82			525,500	1,200	464,800	1,000							82
83			526,700	1,200	465,800	1,000							83
84			528,000	1,300	466,900	1,100							84
85			529,300	1,300	467,900	1,000							85
86			530,500	1,200	468,900	1,000							86
87			531,600	1,100	469,900	1,000							87
88			532,700	1,100	470,900	1,000							88
89			533,900	1,200	471,900	1,000							89
90					472,900	1,000							90
91					473,900	1,000							91
92					474,900	1,000							92
93					475,900	1,000							93
94					476,800	900							94
95					477,700	900							95
96					478,600	900							96
97					479,500	900							97

- 4 この規程により生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成28年11月30日平成28年度規程第11号）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成28年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成28年12月28日平成28年度規程第23号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日平成28年度規程第32号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条第3項の規定は、施行日以後に支給する賞与について適用し、同日前に支給した賞与については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第22条第5項ただし書の規定は、施行日以後に取得する休職に適用し、同日前に休職を取得している場合については、なお従前の例による。
- 4 施行日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第13条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とする。
- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第13条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「前項第2号」とあるのは、「同項第2号」とする。
- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第13条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「6,500円、前項第2号」とあるのは「6,500円（職務の等級が1等級である職員にあっては、3,500円）、同項第2号」とする。

附 則（平成29年12月31日平成29年度規程第7号）

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

- 2 この規程による改正後の別表第1を平成29年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成30年12月31日平成30年度規程第13号）

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成30年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（2019年11月30日2019年度規程第18号）

- 1 この規程は、2019年12月1日から施行し、2019年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を2019年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（2020年3月31日2019年度規程第29号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年度規程第53号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2021年度規程第9号）

この規程は、2021年7月1日から施行する。

附 則（2022年5月31日2022年度規程第5号）

この規程は、2022年6月1日から施行する。

附 則（2022年6月30日2022年度規程第22号）

この規程は、2022年7月1日から施行する。

附 則（2022年9月30日2022年度規程第30号）

この規程は、2022年10月1日から施行する。

附 則（2022年11月30日2022年度規程第38号）

この規程は、2022年12月1日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則（2023年7月12日2023年度規程第9号）

この規程は、2023年7月12日から施行する。

附 則（2023年11月30日2023年度規程第13号）

この規程は、2023年12月1日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附 則（２０２４年６月３０日２０２４年度規程第２８号）

- １ この規程は、２０２４年７月１日から施行する。
- ２ ２０２４年７月１日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって、別表第３における施行日以後に任命された職名の区分に対応する等級等の区分（以下「対応区分」という。）が、施行日の前日より下位の区分に該当することとなる職員（ただし、施行日以後に降格した職員を除く。）の別表第３の適用については、改正後の第７条第１項、第１４条第１項及び第２２条第５項並びに別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ３ 施行日以後、特定管理職員（別表第３の第１号から第４号までの職名を占める職員をいう。）に適用する対応区分については、改正後の別表第３の規定にかかわらず、任用の事情等を考慮して、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当分の間、同表の対応区分よりも上位又は下位の区分に決定することができる。
- ４ 施行日における第６条第１項ただし書の規定の適用については、「２号俸」とあるのは「４号俸」とする。

附 則（２０２４年１２月３１日２０２４年度規程第４５号）

この規程は、２０２５年１月１日から施行し、２０２４年４月１日から適用する。

附 則（２０２５年３月１９日２０２４年度規程第６７号）

- １ この規程は、２０２５年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 改正後の第６条第２項第１号及び第９条第３項 ２０２５年３月１９日
 - 二 改正後の別表第３ ２０２５年７月１日
- ２ ２０２５年３月３１日に定年退職する職員であって、引き続き、同年４月１日に年俸契約職員として再雇用される職員の同年６月に支給される賞与については、第２２条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則（２０２５年１２月３１日２０２５年度規程第４８号）

この規程は、２０２６年１月１日から施行し、２０２５年４月１日から適用する。

別表第 1

号俵	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		号俵
	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	
1	459,400	2,500	397,100	1,800	325,100	2,600	257,500	2,500	245,000	2,500	187,800	1,600	1
2	461,900	2,600	398,900	2,000	327,700	2,600	260,000	2,600	247,500	2,500	189,400	1,500	2
3	464,500	2,500	400,900	2,200	330,300	2,600	262,600	2,600	250,000	2,400	190,900	1,700	3
4	467,000	2,300	403,100	2,400	332,900	2,600	265,200	2,500	252,400	1,900	192,600	1,600	4
5	469,300	2,400	405,500	2,100	335,500	2,600	267,700	2,500	254,300	2,300	194,200	1,600	5
6	471,700	2,300	407,600	2,000	338,100	2,600	270,200	2,500	256,600	2,100	195,800	1,700	6
7	474,000	2,400	409,600	2,100	340,700	2,800	272,700	2,500	258,700	1,800	197,500	1,700	7
8	476,400	2,400	411,700	2,500	343,300	2,600	275,200	2,500	260,500	2,300	199,200	2,300	8
9	478,800	2,400	414,200	2,300	345,900	2,300	277,700	2,500	262,800	1,600	201,500	2,700	9
10	481,200	2,400	416,500	2,400	348,200	2,100	280,200	2,500	264,400	1,700	204,200	2,100	10
11	483,600	2,300	418,900	2,300	350,300	1,700	282,700	2,500	266,100	1,700	206,300	2,000	11
12	485,900	2,200	421,200	2,300	352,000	2,100	285,200	2,500	267,800	1,300	208,300	2,300	12
13	488,100	2,400	423,500	2,000	354,100	2,000	287,700	2,500	269,100	1,600	210,600	1,900	13
14	490,500	2,200	425,500	2,000	356,100	2,000	290,200	2,500	270,700	1,800	212,500	1,800	14
15	492,700	2,300	427,500	2,200	358,100	2,000	292,700	2,500	272,500	1,600	214,300	2,000	15
16	495,000	2,300	429,700	2,000	360,100	1,600	295,200	2,500	274,100	1,600	216,300	1,800	16
17	497,300	2,400	431,700	1,700	361,700	2,000	297,700	2,100	275,700	1,000	218,100	1,300	17
18	499,700	2,100	433,400	2,000	363,700	1,600	299,800	1,700	276,700	900	219,400	1,900	18
19	501,800	2,400	435,400	2,100	365,300	1,500	301,500	2,000	277,600	1,100	221,300	1,600	19
20	504,200	2,400	437,500	1,900	366,800	1,900	303,500	1,800	278,700	800	222,900	1,600	20
21	506,600	2,400	439,400	2,000	368,700	1,600	305,300	1,900	279,500	1,100	224,500	600	21
22	509,000	2,300	441,400	2,100	370,300	1,900	307,200	1,000	280,600	1,100	225,100	1,700	22
23	511,300	2,300	443,500	1,800	372,200	1,800	308,200	1,900	281,700	800	226,800	600	23
24	513,600	2,300	445,300	2,100	374,000	1,800	310,100	1,900	282,500	800	227,400	1,300	24
25	515,900	2,200	447,400	2,100	375,800	1,800	312,000	1,900	283,300	1,100	228,700	1,100	25
26	518,100	2,400	449,500	2,000	377,600	1,600	313,900	1,500	284,400	700	229,800	500	26
27	520,500	2,100	451,500	2,100	379,200	1,700	315,400	1,100	285,100	1,200	230,300	1,600	27
28	522,600	2,000	453,600	1,800	380,900	1,800	316,500	1,200	286,300	1,000	231,900	1,700	28
29	524,600	1,700	455,400	2,000	382,700	1,600	317,700	1,500	287,300	900	233,600	1,300	29
30	526,300	2,100	457,400	1,800	384,300	2,000	319,200	1,600	288,200	900	234,900	1,000	30
31	528,400	2,100	459,200	1,800	386,300	2,000	320,800	1,800	289,100	1,000	235,900	1,500	31
32	530,500	2,100	461,000	1,900	388,300	1,700	322,600	1,800	290,100	900	237,400	1,100	32
33	532,600	2,200	462,900	1,800	390,000	1,700	324,400	1,700	291,000	1,100	238,500	800	33
34	534,800	2,100	464,700	2,000	391,700	2,100	326,100	1,700	292,100	1,000	239,300	1,000	34
35	536,900	2,000	466,700	1,900	393,800	1,900	327,800	1,500	293,100	900	240,300	1,100	35
36	538,900	2,100	468,600	1,900	395,700	2,000	329,300	1,700	294,000	1,300	241,400	1,200	36
37	541,000	2,100	470,500	1,800	397,700	2,100	331,000	1,600	295,300	900	242,600	1,000	37
38	543,100	2,000	472,300	1,800	399,800	1,800	332,600	1,800	296,200	900	243,600	1,100	38
39	545,100	1,900	474,100	1,900	401,600	1,900	334,400	1,600	297,100	1,400	244,700	1,000	39
40	547,000	2,100	476,000	1,900	403,500	2,000	336,000	1,900	298,500	1,100	245,700	1,300	40
41	549,100	2,100	477,900	1,800	405,500	2,000	337,900	1,400	299,600	1,000	247,000	900	41
42	551,200	2,200	479,700	1,700	407,500	1,800	339,300	1,700	300,600	1,300	247,900	1,200	42
43	553,400	2,100	481,400	1,400	409,300	1,800	341,000	1,600	301,900	1,200	249,100	800	43
44	555,500	2,200	482,800	1,700	411,100	1,800	342,600	1,900	303,100	1,500	249,900	500	44
45	557,700	2,100	484,500	1,900	412,900	1,800	344,500	1,600	304,600	1,400	250,400	1,100	45
46	559,800	2,100	486,400	1,700	414,700	1,700	346,100	1,500	306,000	1,400	251,500	900	46
47	561,900	2,100	488,100	1,800	416,400	1,800	347,600	1,400	307,400	1,500	252,400	400	47
48	564,000	2,100	489,900	1,700	418,200	1,600	349,000	1,500	308,900	1,500	252,800	800	48
49	566,100	2,100	491,600	1,800	419,800	1,300	350,500	1,500	310,400	1,400	253,600	1,100	49
50	568,200	1,900	493,400	1,800	421,100	1,500	352,000	1,500	311,800	1,600	254,700	700	50
51	570,100	2,000	495,200	1,800	422,600	1,600	353,500	1,500	313,400	1,400	255,400	700	51
52	572,100	2,000	497,000	1,600	424,200	1,700	355,000	1,700	314,800	1,500	256,100	500	52
53	574,100	1,600	498,600	1,800	425,900	1,800	356,700	1,800	316,300	1,500	256,600	900	53
54	575,700	1,700	500,400	1,800	427,700	1,700	358,500	1,800	317,800	1,600	257,500	400	54

別表第 2

特別都市手当の支給地域及び支給割合（第15条関係）

支給地域	支給割合
東京都特別区	100 分の 14
神奈川県川崎市	100 分の 10
別に定める支給地域	別に定める支給割合

備考

この表の支給地域欄に掲げる名称は、2025年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第 3

号	職名の区分		等級等の区分				
			等級	職務手当 (円)	賞与		
					管理職 加算率	職務 加算率	
1	センター長、経営企画部長、総務部長、事業統 括部長		1	S	182,800	0.23	0.20
1-2	部長（第1号に規定する部長を除 く）、室長、事務局長、参与、スト ラテジーアーキテクト、支部長、海 外事務所長	センター のユニッ ト長		A	158,800	0.23	0.20
2	次長、参事	センター以外の		B	153,800	0.16	0.18
3	課長、チーム長	ユニット長	2	A	153,800	0.16	0.18
4		主幹		B	138,800	0.16	0.17
5	主査		3	－	44,000	－	0.10
6	主任		4	－	10,000	－	0.05
7	主事		5	－	－	－	－
	(備考) ①「センターのユニット長」及び「課長又はチーム長」の職名を占める職員につい て、別に定める基準を満たす場合には、等級等の区分を引き上げることができる。 ②在外職員の職務手当及び賞与については、この表にかかわらず、在外職員給与規程 の定めるところによる。						